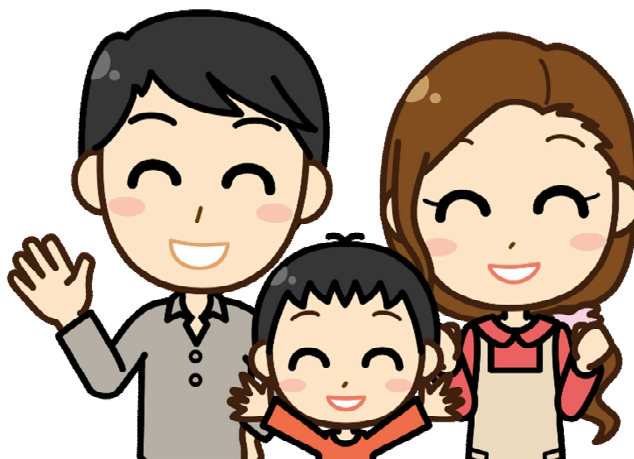


令和 2 年度
「美馬市新婚世帯家賃補助金」
募 集 要 項

新婚世帯の家賃補助



【申請期間】令和2年4月1日(水)から令和3年3月26日(金)まで

【提出先】美馬市 美来創生局 にぎわい交流課

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

【問い合わせ先】美馬市 美来創生局 にぎわい交流課

- 電 話：0883-52-8129
- F A X：0883-52-1704
- E-mail：nigiwai@mima.i-tokushima.jp
- 受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

※令和3年3月中に転入した方については、3月31日(水)までの申請を受け付けます。

令和2年度「美馬市新婚世帯家賃補助金」募集要項

1. 目的

美馬市内の民間賃貸住宅にお住まいの新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより人口の増加を図り、住民生活の安定と活力あるまちづくりを目的とします。

2. 補助金の内容

補助額

1世帯当たり月額2万円（実質家賃負担額*が2万円に満たない場合は、実質家賃負担額相当額）
※対象経費から住宅手当（住宅に関するすべての手当）を差し引いた額

対象期間

初めて補助金の交付申請を行った月から起算して24か月まで
※年度ごとに補助金の交付申請が必要

対象経費

賃貸借契約に定められた家賃
※共益費、駐車場使用料その他の直接住宅の賃貸料と認められないものを除く

〈補助金の交付までの流れ〉

申請期限 令和3年3月26日

補助金の交付申請

審査

補助金の交付決定

令和3年3月末

補助金の実績報告

審査

令和3年4月当初

補助金の交付

3. 補助金の交付申請について

(1) 対象要件 注目!!

次の要件すべてを満たす場合に、補助対象となります。

【申請者】

- 公務員ではない
- 平成 28 年 4 月 1 日以降に民間賃貸住宅を本人名義で契約済み
- 生活保護を受給していない

【新婚世帯】

- 美馬市に住民登録されている
- 平成 31 年 4 月 1 日以降に婚姻届を提出
- 以前に本補助金を受けていない（申請の更新を除く）

【新婚世帯に属する世帯員】

- 市税を滞納していない
- 暴力団員又は暴力団員密接関係者ではない

【住宅】

- 家賃 3 万円以上
- 家賃を滞納していない
- 公営住宅、社宅、官舎、給与住宅ではない
- 新婚世帯の世帯員の 2 親等以内の親族が所有する物件ではない

(2) 補助金の交付申請までの流れ 注目!!

対象要件の確認

対象要件を満たす

- 「(1) 対象要件」をすべて満たす

必要な書類を揃える

勤務先に行く

- 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）を作成

本籍地の市区町村役所に行く

- 戸籍の謄本を取得
※郵送による取得可能

美馬市役所に行く

- 住民票の謄本を取得

補助金の交付申請

申請書類の提出

- 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）
- 住民票の謄本（全員が記載されたもの）
- 戸籍の謄本（全員が記載されたもの）
- 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- 健康保険証の写し（申請者のみ）

(3) 補助金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ にぎわい交流課 ・ 市ホームページ 		
<input type="checkbox"/> 住民票の謄本 ※世帯全員が記載されたもの ※発行から3か月以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課 ・ 各市民サービスセンター ・ 木屋平総合支所 	転入届提出後	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等） ※住民票取得時に、本人確認が必要です。
<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本 ※全員が記載されたもの ※発行から3か月以内のもの	（本籍地が美馬市の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課 ・ 各市民サービスセンター ・ 木屋平総合支所 （本籍地が美馬市外の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍地の市区町村役所 	婚姻届提出日以降 ※婚姻情報反映のため、 婚姻届提出日から1週間 程度の時間が必要になり ます。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等） ※戸籍取得時に、本人確認が必要です。
<input type="checkbox"/> 住宅賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し（申請者のみ） ※婚姻後の名字と一致するもの			

4. 補助金の実績報告について

(1) 実績報告の時期

次のいずれかに該当するときに、補助金の実績報告を行っていただきます。

- 令和3年3月
- 「3. 補助金の交付申請について（1）対象要件」をひとつでも満たさなくなったとき

※対象要件を満たさなくなった前の月までを補助対象期間とし、補助金を交付します。

(2) 補助金の実績報告までの流れ

実績報告の時期

実績報告の時期

- 「(1) 実績報告の時期」のいずれかに該当するとき

必要な書類を揃える

賃貸料の支払いを確認

- 賃貸料の支払いを証明するものを取得
※領収書、ATM利用明細書、通帳の写し等

美馬市役所に行く

- 市税完納証明書を取得

補助金の実績報告

実績報告書類の提出

- 実績報告書（兼請求書）（様式第5号）
- 賃貸料の支払いを証明するもの
- 市税完納証明書

※以下に当てはまる場合は、追加で添付書類が必要です。

（アパートを退去したとき）

- 住民票の謄本

（離婚したとき）

- 戸籍の謄本
- 戸籍附票の謄本

(3) 補助金の実績報告に必要な書類

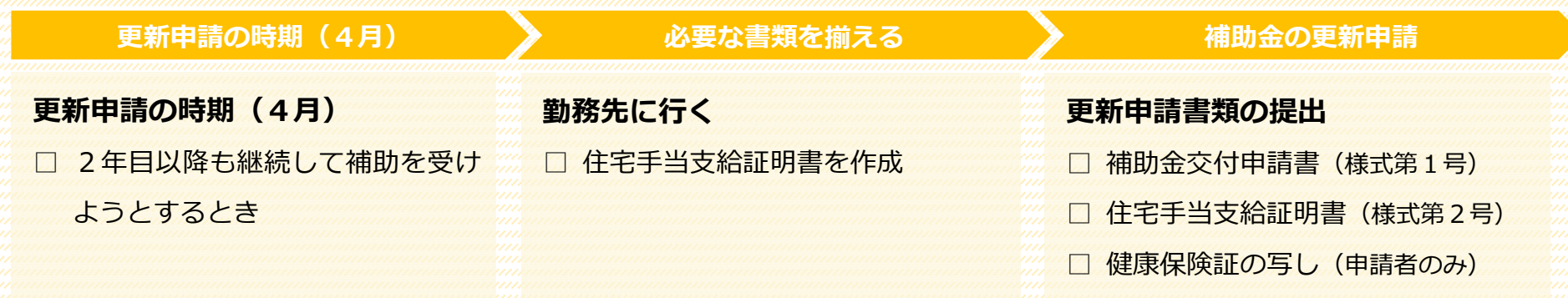
提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 実績報告書（兼請求書）（様式第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい交流課 ・市ホームページ 		
<input type="checkbox"/> 賃貸料の支払いを証明するもの ※補助対象期間中のすべてのもの		補助対象期間中の家賃支払い後	
<input type="checkbox"/> 新婚世帯の世帯全員の市税完納証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課 ・各市民サービスセンター ・木屋平総合支所 	令和3年3月中 ※補助対象期間が終了した場合、その時点で取得可能なもので構いません。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等） ※完納証明書取得時に、本人確認が必要です。
（アパートを退去したとき） <input type="checkbox"/> 住民票の謄本 ※世帯全員が記載されたもの ※発行から3か月以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・各市民サービスセンター ・木屋平総合支所 		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等） ※住民票取得時に、本人確認が必要です。
（離婚したとき） <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本 ※全員が記載されたもの ※発行から3か月以内のもの <input type="checkbox"/> 戸籍附票 ^{ふひょう} の謄本 （離婚し、住所が変わった場合のみ） ※全員が記載されたもの ※発行から3か月以内のもの	（本籍地が美馬市の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・各市民サービスセンター ・木屋平総合支所 （本籍地が美馬市外の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の市区町村役所 		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等） ※戸籍取得時に、本人確認が必要です。

5. 次年度以降の手続について

(1) 補助金の更新申請

初めて補助金の交付申請をした年度以降も、補助金の交付を受けるためには、年度ごとに補助金の交付申請を行う必要があります。

(2) 補助金の更新申請までの流れ



(3) 補助金の更新申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号）	・にぎわい交流課		
<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号）	・市ホームページ		
<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し（申請者のみ）			

6. Q&A

〈 補助金の交付決定～実績報告まで 〉

Q 住宅手当の支給額が変わった場合はどうすればいいですか？

- A 支給額の増減、転職等により住宅手当が支給されることになった場合、補助金の実績報告の際に、次の書類を提出してください。
- ・住宅支給手当証明書（様式第2号）

Q 住所が変わった場合はどうすればいいですか？

- A 美馬市内の引越の場合

⇒「3. 補助金の交付申請について（1）対象要件」を満たしている場合、補助金の実績報告の際に、次の書類を提出してください。

- ・新住居の住宅賃貸借契約書の写し

- A 美馬市外への引越の場合

⇒「3. 補助金の交付申請について（1）対象要件」を満たさなくなったため、速やかに実績報告を行ってください。

7. 注意点

（1）個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。

また、定住促進に係る情報提供及びアンケート等を送付させていただく場合があります。

（2）補助金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。